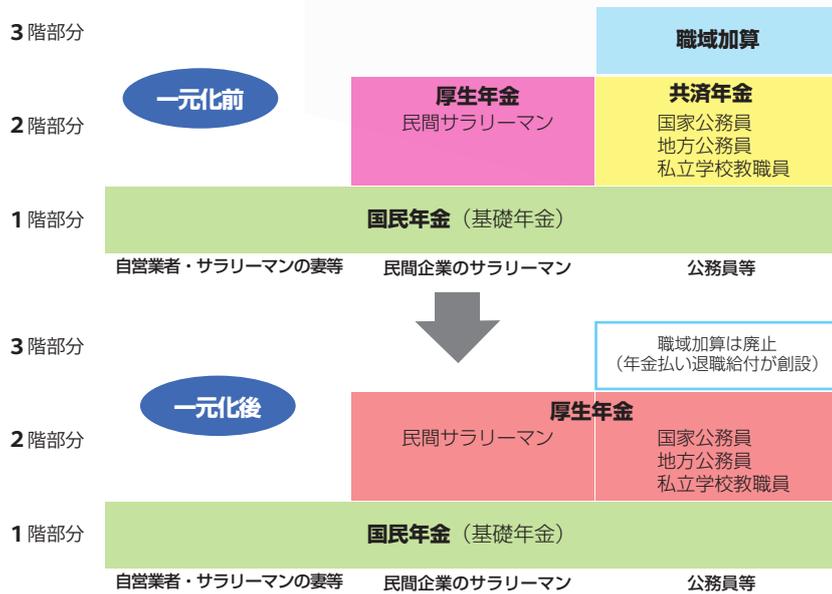




図表1 公的年金制度の体系



「初歩から始める年金講座」として、年金制度の仕組み全般について実用的なことを基礎から学んでいただくために、これから1年間の4回にわたって説明していきまので、お付き合いのほどよろしくお願いたします。

平成27年10月1日から被用者年金の一元化が実施されています。この一元化は3つの共済年金が厚生年金に一本化され、平成27年10月1日以降に年金をもらう権利が発生する公務員・私立学校教職員等の年金制度は「共済年金」から「厚生年金」に移行しました(図表1)。

民間勤務であっても、役所勤務であっても、同一の報酬なら、同一の保険料を負担して、同一の年金を受ける制度にすることが一元化の目的です。また、財政規模を大きくして、年金制度の持続可能性を高めることも目的の一つです。

年金の基本的な仕組み —年金一元化で何が変わったか?—

初歩から始める年金講座 第1回



三宅 明彦

三宅社会保険労務士事務所 代表

【みやけ・あきひこ】

特定社会保険労務士。金融機関において年金セミナー・年金研修・年金相談講師を主に、企業の労務管理や雑誌の執筆も行っている。また、東京都社会保険労務士会の「年金相談員中級講座」「年金相談員専門(上級)講座」の講師を務める。主な著書に『厚生年金と共済年金の一元化で変わる年金相談実務』『年金相談に役立つ周辺知識・雑学・複雑例』(日本法令刊)等がある。

共済組合の種類

国家公務員や地方公務員、私立学校の教職員が加入しているのが共済組合です。共済組合ができる以前、公務員は恩給制度でしたが、私立学校の教職員は厚生年金に加入していました。

以下に、各共済組合の概要を記します。

① 国家公務員共済組合

〔施行日〕昭和34年1月1日・
昭和34年10月1日(非現業)

〔加入者数〕約105万人〔組合数〕20

② 地方公務員等共済組合

〔施行日〕昭和37年12月1日

〔加入者数〕約280万人〔組合数〕64

③ 私立学校教職員共済組合

〔施行日〕昭和29年1月1日

〔加入者数〕約50万人

図表2 一元化後の年金給付のイメージ

2015年9月末まで	移行期間中に退職(平成27年9月末在職の公務員)	2060年頃に退職(平成27年10月以降任用の公務員)
退職共済年金 (職域年金相当部分)	年金払い退職給付 経過的職域加算額	年金払い 退職給付
退職共済年金 (老齢厚生年金相当部分)	老齢厚生年金	老齢厚生年金
老齢基礎年金	老齢基礎年金	老齢基礎年金

共済組合から支給
 日本年金機構
 から支給

一元化後の厚生年金法では、各共済組合は厚生年金制度を実施する実施機関に位置づけられていて、厚生年金法に規定された

*参考 厚生年金

〔施行日〕昭和17年6月1日
〔加入者数〕約3700万人

業務を執り行うことになっていきますので、共済組合が廃止されるわけではありません。

被用者年金一元化の内容

共済年金が厚生年金に一元化されたおまかな内容は以下のとおりです。

① 厚生年金に公務員及び私立学校教職員も加入し、2階部分(報酬比例部分)は厚生年金に統一されました。

② 共済年金の1、2階部分の保険料率は厚生年金に揃えることとなります。

厚生年金と同様に毎年0・354%ずつ引上げ、公務員は平成30年に18・3%になります。

③ 遺族年金等の給付要件の差は、原則として厚生年金に揃えることとなりますが、一部共済年金に揃える事項があります。

④ 公的年金としての3階部分(職域加算)を廃止し、新たな3階部分の年金が導入されました。

新たな3階部分の年金は、労使折半の拠出による「年金払い退職給付(退職等年金給付)」で、半分は有期年金、半分は終身年金になります。

*参考 職域加算の取扱いについて

一元化前(平成27年9月分)までの長期掛金には職域加算相当部分の掛金が含まれていたため、一元化後に支給される年金には、平成27年9月までの組合員期間に応じた職域加算が「経過的職域加

算」として支給されますので、職域加算分が全くなくなってしまうわけではありません(図表2)。なお、この分の年金は老齢厚生年金とは別に「退職共済年金」の名称で支給されることとなります。

平成27年10月以降の期間には、この「経過的職域加算」退職共済年金はありません。

また、一元化後は職域加算に代わって新たな退職給付の一部として「年金払い退職給付(退職等年金給付)」が創設されました。給付の種類は退職年金、公務障害年金、公務遺族年金になります。

一元化後も共済年金独自の仕組みのままの事項

公務員の老齢厚生年金は民間会社に勤める方の老齢厚生年金と異なり、支給開始年齢の延長に男女差はありません。また、支給開始年齢の特例として、20年以上の組合員期間がある警察官(警部以下)、「特定警察組合員」という)及び消防吏員(消防司令以下)、「特定消防組合員」という)については延長を6年遅く適用されます(図表3)。

一元化後の加入期間の取扱いについて

一元化により、原則は共済年金と厚生年金の加入期間は合算して要件をみるのですが、合算されるものと合算されないものがありますので、図表4、5に記します。

図表3 老齢厚生年金（退職共済年金）の支給開始年齢表（男女共通）

	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
昭和24年4月2日から昭和28年4月1日生まれ (昭和30年4月2日から昭和34年4月1日生まれ)	報酬比例部分（厚生年金相当部分+職域年金相当部分）					老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和28年4月2日から昭和30年4月1日生まれ (昭和34年4月2日から昭和36年4月1日生まれ)		報酬比例部分				老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和30年4月2日から昭和32年4月1日生まれ (昭和36年4月2日から昭和38年4月1日生まれ)			報酬比例部分			老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和32年4月2日から昭和34年4月1日生まれ (昭和38年4月2日から昭和40年4月1日生まれ)				報酬比例部分		老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和34年4月2日から昭和36年4月1日生まれ (昭和40年4月2日から昭和42年4月1日生まれ)					報酬比例部分	
昭和36年4月2日以降生まれ (昭和42年4月2日以降生まれ)						老齢厚生年金 老齢基礎年金

※1 ()書きは、特定警察職員等(警部以下の警察官・消防司令以下の消防吏員等であり、かつ、引き続き20年以上特定階級職員等として在職していた方)の生年月日です。
 ※2 平成27年9月までの加入期間は、報酬比例部分に職域加算を含みます。
 ※3 老齢厚生年金は昭和25年10月1日生まれまで退職共済年金です。

図表4 一元化後の加入期間の取り扱い

一元化後の加入期間の取り扱い	
加入期間が合算されるもの	①加給年金額、②中高齢寡婦加算、③特別支給の老齢厚生年金の1年要件等
加入期間が合算されないもの	①長期加入者の44年特例等

*用語の説明

- 加給年金額**……………一定要件を満たす65歳未満の配偶者がいる場合等に支給。加入期間（共済年金と厚生年金）が20年以上ある場合に対象になります。配偶者がいる場合で年額390,100円（平成28年度価額）。
- 中高齢寡婦加算**……………年金受給者が死亡した場合等で妻が受給する場合の遺族年金に加算される加算額。加入期間（共済年金と厚生年金）が20年以上ある場合に対象になります。年額で585,100円（平成28年度価額）。
- 特別支給の老齢厚生年金の1年要件**……………老齢基礎年金の受給資格（25年）があり、加入期間（共済年金と厚生年金）が1年以上ある場合には、65歳前から老齢厚生年金が受給できます（一般組合員では昭和36年4月1日生まれ以前）。
- 長期加入者の44年特例**……………加入期間が44年以上あり、退職している（加入者でない）場合に支給開始年齢から定額部分も支給される特例（一般組合員では昭和36年4月1日生まれ以前）。

制度の違いを揃える主な事項

一元化後、共済年金と厚生年金の制度の違いは、原則、厚生年金に揃えます。その主な内容は図表6のとおりです。

一元化後の年金請求手続きは？

①老齢給付

基本的にはワンストップで済みます。つまり、全国の年金事務所、街角の年金相談センター、各共済組合のどこでも請求書の提出ができるということです。

ただし、「繰上げ受給」「繰下げ受給」「離婚分割」の請求については、各実施機関への請求が必要になります（1カ所に提出すれば各実施機関に回送されます）。また、支給開始年齢の延長が6年遅い

「特定警察組合員」「特定消防組合員」については加入していた実施機関への請求が必要です。

②遺族給付

基本的には老齢給付と同様のワンストップで済みます。ただし、遺族共済年金に係る請求は共済組合へ提出します。

③障害給付

初診日に加入していた実施機関で、他に加入していた期間を含めて年金額を決定するので、初診日に加入をしていた実施機関に請求をします。

図表5 合算されるもの、されないもの

例1) 合算されるもの①加給年金額について				
一元化前	共済年金 12年	厚生年金 8年	国民年金 20年	配偶者がいても加給年金額は加算されません。
一元化後	共済年金 12年	厚生年金 8年	国民年金 20年	
通算し20年とみなします				60歳
例2) 合算されるもの④特別支給の老齢厚生年金の1年要件等について				
一元化前	共済年金 6ヵ月	厚生年金 6ヵ月	国民年金 35年	65歳からの支給となります。
一元化後	共済年金 6ヵ月	厚生年金 6ヵ月	国民年金 35年	
通算し1年とみなします				60歳
例3) 合算されないもの①長期加入者の44年特例				
一元化前	共済年金 42年	厚生年金 2年	42年+2年=44年ですが、一般厚生年金被保険者とは通算されません。	
60歳退職		62歳		

図表6 制度の違いを揃える主な事項

	厚生年金	共済年金
被保険者の年齢制限	70歳	制限なし（私学共済を除く）
未支給年金の範囲	死亡した人と生計を同じくしていた配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹・その他の3親等の親族	死亡した人が生計を維持していた配偶者・子・父母・孫・祖父母、または遺族がいないときは相続人
老齢給付の在職支給停止	①老齢厚生年金受給権者が厚生年金被保険者となったとき *65歳までは（給与+年金）が28万円を超えると年金の一部または全部が停止 *65歳以降は（給与+年金）が47万円を超えると年金の一部または全部が停止 ②老齢厚生年金受給権者が共済組合員となったとき *年金の停止なし⇒一元化後は①と同じになる	①退職共済年金受給権者が共済組合員となったとき *（給与+年金）が28万円を超えると年金の一部または全部が停止。職域加算は停止。 ②退職共済年金受給権者が厚生年金被保険者となったとき *（給与+年金）が47万円を超えると年金の一部または全部が停止
障害年金の納付要件	初診日の前々月までの保険料納付済期間と免除期間が全体の2/3以上または、直近の1年間に未納期間がないことが必要	保険料納付要件なし
遺族年金の転給	先順位者が失権しても、次順位以下には支給されない	先順位者が失権した場合、次順位者に支給される